

◆出席委員（12人）

委員長	森		要
委員	高	原	邦 子
委員	籠	山	恵 美 子
委員	野	村	勝 憲
委員	前	川	文 博
委員	住	田	清 美
委員	澤		史 朗
委員	井	端	浩 二
委員	上	ヶ 吹	豊 孝
委員	水	上	雅 廣
委員	小	笠 原	美 保 子
委員	佐	藤	克 成

◆欠席委員（1人）

委員	中	田	利 昭
----	---	---	-----

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳 也
副市長	藤	井	弘 史
総務部長	谷	尻	孝 之
債権管理監兼税務課担当課長	竹	原	尚 司
税務課長補佐兼市民税係長	後	藤	和 宏
地域包括ケア課長	佐	藤	博 文
地域包括ケア課長補佐兼地域医療係長	中	垣	由 香

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩 和
書記	川	端	嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第14号 飛騨市私債権管理条例について

(開会 午前10時05分)

◆開会

●委員長 (森要)

ただいまから、第2回連合審査会を開会いたします。本日は中田委員が午前中欠席であります。本審査会は、議案第14号について審査を行ってまいります。議案が産業常任委員会と関連がございますが、併せて私、総務常任委員長のほうで議事を進めてまいります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

本審査会では質疑まで行い、討論、採決につきましては、付託先であります総務常任委員会において行うことになりますのでお願いします。

審査に入る前にお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

議案第14号 飛騨市私債権管理条例について

●委員長 (森要)

それでは、案件の審査を行います。

議案第14号、飛騨市私債権管理条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (森要)

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第14号の飛騨市私債権管理条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案第14号、飛騨市私債権管理条例についての5ページの要旨をお願いいたします。

まず、提案理由です。市の私債権の管理に関する事務処理を定めるための制定でございます。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、市独自の制定でございます。

次に、条例の概要です。まず、①の目的でございます。市の私債権の管理について、一層の適正化を図り、円滑な行財政運営を目的とするため制定を行うものでございます。次に、②の債務者情報の収集等でございますが、私債権の管理の事務を行うため、債務者情報を関係部署で共有することができます。次に、③の債権の放棄です。まず、1の市の私債権について、次のいずれかに該当する場合は、債権を放棄することができます。以下、(1)から(7)までありますが、生活保護などの生活困窮状態、破産による免責、債権者が無資力で回復の見込みがないとき、時効、債務者死亡による相続放棄や行方不明などが該当要件となります。これらの案件について、2の私債権管理審査会において、可否を審査します。この私債権管理審査会ですが、関係部署の

管理職等で組織しますが、必要に応じて弁護士などの外部の方を招き透明性を図るものでございます。なお、私債権管理審査会で承認された案件は不納欠損処理などの事務手続きを経て、7月の決算審査に報告します。そして、④の報告になりますが、これらの案件を9月定例会において市議会に報告することとなります。

繰り返しになりますが、今回の条例制定の大きな役割は2つあります。1つ目は、②で説明しました滞納整理の効率を高めることで、収納率の向上。そしてもう1つは、③で説明しましたとおり、いわゆる焦げ付いた債権を整理するものでございます。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございますが、公布の日となります。なお、施行日の設定につきましては、年度内の施行によりまして、早速、令和5年度からの私債権について処分を予定するものでございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

要旨の中身だけでは、なかなかスムーズに理解しにくいところもあるんですけども、高山市、あるいは下呂市の状況を見ても、飛騨市はこういうことがきちんと同じように条例化されていないということなのかなと思いますけれども、例えば決算書で言うと、不納欠損金とかがよく出てきますよね。ああいうものがどういうふうになるのかとか、決算書に表れてくるものでもうちよつと分かりやすく説明してもらえるとありがたいです。

□総務部長（谷尻孝之）

決算書で申し上げますと不納欠損金という欠損金になるんですけども、上げるまでのプロセスを今回条例化するというものでございます。通常ですと、市の私債権を処分しようとしたときには、それぞれの要件が必要となります。議会の議決においては、本当は一つ一つ議決を得て落としていくというような形になろうかと思えます。これは地方自治法でなっております。それを条例によって定めることによって、今回こういった形で、先ほど私が説明しました、例えば破産であるとか行方不明であるとか、そういったある程度の条件に該当する方につきましては、いわゆる一つ一つの議決がなくても不納欠損金として落とすことができると、そういったものでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありますか。

○委員（住田清美）

今回私債権のほうなんですけど、これに対して公債権というものもあると思うんですけど、その区別が何となく分かりづらいので、そこをちょっと丁寧に説明していただけるとありがたいです。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

これにつきましてはいろいろな分け方があるんですけども、一般論としては、公債権の場合は

それぞれの条例、例えば市の税条例ですと、国のほうの法律であるとか、国税徴収法であるとか、そういった法で定められたもので、お金を欠損というか、落としてもいいですよとあるのが公債権と言われるもの。

私債権と言われるものは、要するに民法で規定したものになりますので、もし仮にこれを落とそうとしたときには裁判所に申し立てたりして、そういった手続きを一つ一つ得なければいけないというような分けが1つあります。

○委員（住田清美）

それで、公債権は今まで不納欠損金で上がってきたりとか、税なら5年、料なら2年とか、そういうので適用されたと思うんですが、今回、私債権の条例が上がっては来ていますが、これは私債権だけを審議するところで、公債権については今までどおり担当課で不納欠損的なものを行うんでしょうか。また、部署というのは私債権だけを担当する部署、公債権については関係ない部署なのか、一括してやるのか、その辺も併せてお願いします。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今回条例化するのは私債権の部分でございますので、例えば税とかに関しましては今までどおりとなります。今回これを行うことによって、第2条にありますとおり、今まで税とほかの料金の滞納状況というのはお互いに情報のやり取りができなかったんです。今回こういった条例化をすることによって横のつながりをよくして、誰々さんがどんな状況、こんな状況だということをお互いに情報を共有することによって、例えばいつ頃行くとお金を頂けるよとか、そういった情報も含めてやりやすくなるというようなものでございます。

ちなみに、今回こういった条例化をするに当たって、基本的には税務課の中にそういった担当なり部署を設けて、そこが全ての滞納処分をするわけでもなく、そこが中心となってほかの部署と連絡を取り合いながら、しっかり情報共有して収納率を上げていきたいということを考えております。

●委員長（森要）

住田委員、よろしいですか。（住田委員「はい。」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

高山市なんかは、毎年債権の放棄についてのものを出しているんですが、実際、飛騨市においてはどれぐらいの金額になっているんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

令和5年度末なんですけど、私債権と言われるものを集めると約900万円ほどあります。件数としては300数十件あるんですけども、要するにこれは個々の積み上げでございますので、それぞれ名寄せをした場合については恐らく200件、150件とか、人だとそういった形になろうかと思います。

○委員（高原邦子）

それで、目的のところに、「一層の適正化を図り、円滑な行財政運営を目的とする」と。円滑な行財政運営において、この私債権にはどのようなよくないことがあったんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

2つあるかと思います。1つには、やはり民法の規定によるものですから、何かやろうとするとか、一々裁判所とか、調査しようとしても、そういったところでいう手間ということもあります。もう1つは、やはり税は比較的そういった滞納といったものに対して知識もそれなりにあるところがございますし、滞納者に対してのコンタクトも比較的小まめに行っているところがございますので、先ほど申し上げたとおり、そういったところへ行けば取れるんだとか、何月何日くらいならいいんだとか、横の情報を取れることによって回収しやすくなるというか、そういったところも含めて行う。

それから、今まで1人のところに、例えばAという料金、Bという税金みたいな形で2か所でいっていたんですけども、それをできれば将来的には1か所でいければ、手間としても1回で済みますので、そういったことも含めてこういった形にしたいということを考えております。

○委員（籠山恵美子）

例えば私債権というと、例に挙げれば市営住宅の家賃とか、水道料金とか、土地貸付料というものがありますけれども、例えば国民健康保険料だったら料ですから2年で時効ですよ。そういう公債権について時効やら何やらが明確にあると思いますけど、私債権だからそれがないわけですよ。それで困っているわけですよ。私債権管理審査会というのは税務課だけではないのではありませんから、私債権管理審査会のメンバーはどういうメンバーで構成するのかと、そこで私債権管理審査会をやるのは、例えば年に1回ですとか、処理をするのはある程度時効期限のように2年間様子を見てから整理しましょうとか、その辺りをもうちょっと分かるように教えてもらえませんか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほど説明で申し上げましたとおり、関連する各課の課長なりを中心としたメンバーをつくって私債権管理審査会を設けます。（籠山委員「メンバーは何人でやるのか分かりますか。」と呼ぶ）メンバーの人数までは今のところまだ決めておりません。関連のあるところも含めてですので、そういった形になります。

回数でございますけども、基本的には年に2回ぐらいを予定しております。秋と今ぐらいですね。それぞれの議会の近いところ、議会は年1回の予定なんですけども、不納欠損で落とせるのは、例えば会社が破産してなくなったみたいな形が分かったような状況で早速落とすような形を取っていききたいということを考えております。

○委員（籠山恵美子）

確認です。メンバーはそのときそのときということは、市営住宅の問題についてだったら建設

課のほうプラス福祉課のほうのメンバーで、要するに放棄するための、生活困窮なのかということもやって、それで総合的にこれをどうしようか、落とそうかということを決めるということなんでしょうか。

□総務部長（谷尻孝之）

そういった形になろうかと思います。ただ、いずれにしても、私債権管理審査会に上げる前に、もう既に先ほど示した条例の中のどれに該当するのかであるとか、当然それに基づく資料、そういったものをしっかり出していただきながらそこを審査して、私債権管理審査会に上げる折には、ほぼほぼ報告みたいな形で持っていきたいなということは考えております。

○委員（籠山恵美子）

ここの要旨の中に、市民への影響等は「特になし」と書いてあるんですけども。これは特にはないんですか。例えば、私債権管理審査会によって、市民にもう一度請求に行くとか、市民への影響等は特になしでいいんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

ここに挙げるのは、先ほど申しましたとおり、横のつながりということはあるんですけど、基本的には今言いましたとおり、落とすというか、焦げ付いた債権を落とす状況になりますので、もう既に落とす段階に上がっておりますので、一般の市民の方への影響はないという判断をしております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

今のお話を聞いていたんですけど、もう1回確認です。私債権管理審査会のメンバーは、人数は未定ということだったんですが、これは内部のメンバーだけでやるんですか、それとも外部の方も入れての話なんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

基本的には内部のメンバーですけども、案件によっては、例えば会社の倒産であるとか、特に揉めるような案件の場合については、先ほども申しましたとおり、第三者として弁護士であるとか、会計士であるとか、そういった外部の方も招聘するような形で取っております。

○委員（前川文博）

そうすると、予算書は見えていないんですが、これが今できた場合、令和7年ですぐに運用するということであれば、そういった方に対する報酬とか、そういったものはもうしっかり予算では見えてある状態でしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

そこまではまだ今回上げておりません。もしそういった案件があれば補正とか、そういった形でしっかり説明させていただきたいと思います。

○委員（前川文博）

それで、今聞いていた話の中で、私債権管理審査会に上がってくるまでに、ほぼほぼ内部でいろいろ揉んで上がってきて、どうも今聞く限りは、この私債権管理審査会はそので上げてきて承認していただくというような、形式的な会のようにちょっと聞こえてきたんですが、私債権管理審査会ではどのような審査、さっきは前段階でいろいろ揉んでいるからみたいなニュアンスだったと思うんですが、それでできているのなら、私債権管理審査会は要りますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

原課としてはそういった形になろうかと思いますが、やはりほかの部署の目からも見て、うちの部署にもあるんだけどこういった形もあるとか、様々なご意見とか、どうしても自分のところでしか見れない部分もあるものですから、ひょっとするとその方に対してほかにもあるということもありますので、過去はこうであったとか、そういったことも含めていろいろなことがあろうかと思いますが、単純に形式的というような形ではなくて、そういった形でしっかり揉んでいただきたいということを考えております。

○委員（前川文博）

そうしますと、私債権管理審査会でも他の部署とか事例を基にいろいろ検討してということなので、当然これはもうちょっとやったほうがいいよということはあると思うんですが、私債権管理審査会に上げるまでに、各部署では、例えばどれぐらいコンタクトを取るとか、電話を取ったのかとか、訪問したのかとか、相続人の方はどこまで調べたのかとか、そういったことはどの程度まで考えていらっしゃるんですか。例えば、10回電話したらこれに上げるとか、10回訪問したらこれに上げるとか、その辺はどうですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

これを見てもらうと分かるんですけども、それぞれが何回という形ではなくて、やはり法律に則った破産であるとか徴収停止であるとか、回数で定められたものではないのがほとんどの条件でございますので、例えば10回行ったからここに上がるといったものではございません。

誰がやるかという話にもなるんですけども、当然税務課の者が全てできるわけではありませんので、やはり税務課が中心になりながら指導していくというやり方もあろうかと思いますが、一方で、税務課のほう为主体となってやっていく案件もあろうかと思いますが、そこら辺はケース・バイ・ケースでしっかり指導というかですね、ここへ持っていけるような形で上げたいということは思っております。

○委員（籠山恵美子）

まず、飛騨市の根本的な考え方ですけど、この問題は、もう高山市や下呂市ではそういう条例

ができて既に行使されています。飛騨市でこれがやられてこなかったことの理由、それはメリットがあるのか、デメリットがあるのか、ただどうしていいか分からないで放置していたのか、その辺はどうなんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

この件に関しては、決算審査の折に監査委員のほうから、ここ2、3年ほど前から指摘もありまして、うちのほうとしてもやらなければいけないということはあったんですけど、やり方であるとか、市の規模であるとか、金額、要するに小さいものですから、何とか取りに行けば回収できるのではないかなというように含めて努力をしておったんですけども、やはり破産であるとか、いろいろなことが増えてきたものですから、単純に労力をかけて徴収するということに限界を感じたということを思いまして、今回こういった形で提案させていただいたところでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

私債権管理審査会は私債権管理審査会としてやります、税務課を中心にして、職員の研修、勉強会みたいなこともやりながら目ぞろえをしていくんだというようなイメージで捉えています。1つは、そもそも私債権に絞った理由と、目ぞろえはどのようにやっていくつもりなのか。確かに欠損といいますか、放棄の項目は並んでいますけど、要は過程もあって、私債権管理審査会でもここに沿った形で審査をするということなんでしょうけど、その過程でやる目ぞろえ、研修会というものが必要だと思うんですけど、それはどういうふうに思っていらっしゃるのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

まず、私債権に絞ったというのは、先ほど申しましたとおり、公債権については独自の法律がありますので、そういった形の中で不納欠損とか、調査も全てできるということがまずあります。私債権は、先ほど申しましたとおり、裁判所とかに申し立てなければいけないということが1個ありました。今回こういった条例改正をすることによって、先ほどありましたとおり、横のつながりができるということで、要するに、今まで基本的に税の滞納情報というのは外に出せなかったんです。それをこういった形で共有することによって、お互いにこういった状況なんだということが分かって、しっかりお金を徴収しに行くという形に取れるような状況になろうかと思っています。

それから、今水上委員がおっしゃったとおり、研修ということなんですけども、基本的に今のところ予定しているのは、3か月に1回ぐらいは集まって横の情報を取りたいと思います。今までどちらかというと、いわゆる名寄せと言いますけども、例えば水道料金であるとか、税金であるとか、国民健康保険料であるとか、ここが1人に名寄せしたデータがなかったんです。各々だったんです。これをこの会議とかによって名寄せをすることによって、そういった効率化も図り

ますし、3か月に一遍こういった会議をやるときに併せて、いろいろな調査方法であるとか、取りに行く方法であるとか、そういったことも含めて、その中でやっていきたいということで考えております。

○委員（籠山恵美子）

今後の見通しを市長に伺いたいと思うんですけども、この条例によって指定管理者の施設、例えば高山市の資料なんかによると、判例やこれからの法改正によっては、指定管理者の利用料金、例えば水道料金とか、土地貸付料というものが発生するかどうか、そういうものも含めて、これがこれまでは公債権の対象ではなくなるというようなこともありますけど、その辺りの指定管理施設の債権について、飛騨市はどんなふうに考えていかれるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

指定管理施設の債権、ちょっとイメージができないんですけど。（籠山委員「私債権ですから水道料金とか。」と呼ぶ）私債権は今のところ上水道の使用料と病院の診察料が大半ですので、ここでイメージしておりまして、指定管理施設で私債権が発生するということはあまり想定していないので、基本的には私債権として今一番多いのが病院の診察料の滞納、これが一番件数も多いですし、金額も大きいです。あとは上水道の使用料、これは件数としては100件前後で100万円くらいという感じなんですけど、あとは強制徴収の債権ですから、今までの公債権になりますので、それを先ほどの話でできるだけ一元化しながら徴収ができる体制に持っていこうよということです。今の指定管理施設の債権は発生するところがあまり考えられないかなと思っております。

○委員（籠山恵美子）

例えば水道料金みたいなものも含めて指定管理料ということで出すわけだから、別個、水道料金でどうのこうのと分けて、それで滞納が出るという考え方はないということですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね。水道はあくまでも市の水道事業ですから、そこが個々の契約者ということになりますし、指定管理施設はその指定管理者が水道料金を払っていますので、指定管理者が滞納すれば個々の話になってくるのかもしれませんが、指定管理料なりで全体でカバーされているので、そういう例はありません。そう考えますと、指定管理施設に関してということは、あまり想定をしている状態ではないということになります。

○委員（高原邦子）

各課いろいろ話し合っただけということはいいいことで、前から予算の執行でもマトリックス的にいろいろやったらどうかという考えの中で、これはいいことだと思うんですが、これはお金に関わることで、守秘義務がとて守らなければいけないところなんですよね。そしてもう1つは、私は職員が皆そういうふうではないとは思いますが、楽をしたいからみんなそっちに持っていけという感じで、きちんと精査をしなくなったらどうしようかと思っているんです。という

のは、正直者がばかを見るようなことを行政が手助けしていいものかと思うんですね。ただ、本当に困っている方々があるから、各部いろいろな意見を出してやることはいいことだと思うんです。助けるところは助けていかなければいけない。だけど、安易に不納欠損の処理、債権の放棄ということを毎年のように出されてきて、そこをどういうふうにしたかということを私たちは知ることができません。職員も限られているし大変だとは思いますが、正直者がばかを見るようなことだけは避けるような手だてを考えてやっていてもらいたいと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

債権放棄の条件を見ていただくと、例えば破産であるとか、生活保護であるとか、そういうようなものを含めて基本的には法律の中での1つの認定とか、カテゴリー化されているものであって、単に納めないという人は該当にはならなくなっています。ひょっとすると時効ということが出てくるかもしれませんが、そういったことも含めて、今委員がおっしゃったとおり、我々も一番思っているのは、真面目に納めていらっしゃる方とそうではない方というのはしっかり区分しなければいけないと思っていますし、職員の中でも一生懸命そういった債権整理する者とそうではない者がもし仮にいたとするならば、そういったことがないように税務課が主導となってちゃんと指導しながら、これはこういったところへ行けばお金がもらえるんだとか、もらえないであるとか。それから、研修も含めて、しっかりやってくことによって全体の底上げ、スキルアップのほうをやりながら進めていきたいと感じております。

○委員（高原邦子）

今時効のことを言われたんですけど、行政の場合はどうなのか。時効は請求を出している間はストップするのではないですか。これは私債権ですし、事項にかからないようにしていく方策も必要ではないかなと思うんです。例えば、飲み屋の借金は1年で時効になるといっても、飲み屋がちゃんと毎月のように請求していたら時効にはかかりませんよね。そういったことで、職員もきちんとその辺を、僅かな金額だといってほかりつけるようなことだけはしてはいけないということを心の中にしっかり持ってもらいたいという思いで言ったんですけど、時効はやっぱりなってしまうんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□債権管理監兼税務課担当課長（竹原尚司）

公債権と私債権の場合の時効の延長というものがちょっと違うところあるんですけども、いずれにしても、私債権なんか一部納付をしていただいたり、今ちょっと生活が苦しいので、分割でいつまでに払いますというような制約を取ることによって、履行期間が延びていきます。それで、職員のほうもそういうことをちゃんと理解した上で交渉に当たる、やるべきことはやるということも必要ですし、現在、多くの各課でもそういう認識でやっておりますので、今後もそういう資質を高めてまいりたいと考えております。

○委員（籠山恵美子）

時効のことですけど、説明資料の5ページ、要旨の条例の概要の③の1の（5）、「特別の理由がない場合で、私債権の時効期間が満了したとき。」と書いてありますけど、例えば国民健康保険料だなんだって公債権は法律で時効がありますよね。この場合の時効は、民法上何かあるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□債権管理監兼税務課担当課長（竹原尚司）

民法が、直近では令和2年4月1日に改正になっております。その後の私債権については一律5年になっております。それ以前のものについては、上水道だと2年とか、個々によって決められております。

また、ここの特別な理由がない場合という表現をさせていただいておるんですが、これは先ほど言いましたように、ご本人が今生活が苦しいので、分割して払いますというような意思表示をされた場合については適用しないということを考えております。

○委員（籠山恵美子）

特別の理由というのが、私はこの上の（1）から（4）までなのかなと思って読んだんですけど、この理由の中で、何とか分割でも払いますよという意思表示があるということ、特別の理由がない場合でというふうに含めているという理解でいいですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□債権管理監兼税務課担当課長（竹原尚司）

委員のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

説明資料5ページ、要旨の条例の概要の中の③債権の放棄の1の（4）なんですが、「徴収停止を行った場合」とあるんですが、徴収停止を行うというのは、今のこの債権とはまた違うと思うんですが、どういうときに徴収停止という方向に決定していくんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□債権管理監兼税務課担当課長（竹原尚司）

徴収停止は地方自治法の中で定めがありまして、法人が実態がないというとき、所在が不明なとき、取り立ての費用が少ないときというような定義がなされております。ただ、現時点で飛騨市としては今のところ実績はございませんので、先ほど谷尻総務部長が言いましたように、こちら辺も各課の研修等を踏まえ、今後詰めていきたいと考えております。

○委員（前川文博）

分かりました。それがあった場合、その後、「相当の期間を経過して」となっているんですが、これは時効にかかるような期間を経過した後に私債権管理審査会のほうへ出していくという考

えなんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□債権管理監兼税務課担当課長（竹原尚司）

相当な期間というのは、法律上の定義はないんですが、例えば法人が破産したような状況でも、所在が不明の状況でも、一定期間調査なり経過期間を経た上で債権放棄の判断をしたいと考えております。

○委員（前川文博）

もう1点、6番は相続人全員が相続放棄ということなんですが、これは多分下の7番の失踪や行方不明にもなると思うんですけども、例えば私が死亡したときは配偶者とか子供にいくんですけども、例えば子供が先に死亡していると孫になったりとか、子供がいないと上に上がったりとかいろいろするんですが、相続人というのは、行政はどの辺まで調査をやるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□債権管理監兼税務課担当課長（竹原尚司）

私債権の案件に限らず、公債権並びに固定資産税の相続なんかもそうですが、基本的には全ての相続人を対象に、裁判所に照会を考えておるところでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

冒頭に申し上げましたように、本審査会で審査した議案の討論、採決は、付託先の総務常任委員会で行いますので、お願いいたします。

◆閉会

●委員長（森要）

以上をもちまして、第2回連合審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時44分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 森 要